

北海道立アイヌ総合センター指定管理者候補者決定基準

I 申請資格等（申請の形式的要件）審査

(1) 申請資格

申請日において、次に掲げる申請資格を有しないものは、失格とする。なお、確認基準日は、当該申請のあった日とする。

申請者は、申請日において道内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体であること（団体を構成員とする連合体（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、全ての構成員が、道内に事務所又は事業所を有すること。
また、道から道立施設の管理を目的として申請者の基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。

(2) 欠格事項

次に掲げる欠格事項（北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成16年北海道規則第125号。以下「指定手續条例施行規則」という。）第5条各号に定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものは、欠格とする。

なお、確認基準日は、申請期間終了後、北海道立アイヌ総合センター指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において申請資格等審査（申請の形式的な要件に係る審査）を行う日とする。

＜指定手續条例施行規則第5条＞

(欠格事項)

第5条 知事は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあっては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手續開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 道における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(3) 負担金限度額

道が、指定期間における本施設の指定管理業務に係る費用を負担するため、指定管理者に支払う負担金は、総額で52,835千円を限度とする。

申請書に添付する収支計画書において、道が支払う負担金収入の総額が、記載されていない場合、又は上記の額を超えている場合は、失格とする。

(4) その他の形式的要件

申請日において、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 申請者が本施設について複数の申請をしている場合
 - ① 単独で申請した団体が、他のコンソーシアムの構成団体として申請した場合
 - ② コンソーシアムとして申請した構成団体が、単独で、又は他のコンソーシアムの構成員として申請した場合
- イ 申請書類が、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合
 - ① 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していないもの
 - ② 記載事項に不備があるもの
 - a 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していないもの
 - b 記載すべき事項の一部が記載されていないもの
 - c 虚偽の内容が記載されていることが判明したもの

II 選定基準及び審査の項目

(1) 選定基準

最適な候補者の選定は、次に掲げる選定基準（北海道公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「指定手續条例」という。）第4条第1号か

ら第4号までに規定するもの及び同条第5号の規定に基づき選定委員会の審議を経て定めるものをいう。以下同じ。)に基づき、総合的な審査を実施して決定する。

＜指定手続条例第4条＞

(選定)

第4条 知事等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしないものであること。
- (2) 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。
- (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事等が施設の性質又は目的に応じて定める基準

(2) 審査項目

指定手続条例施行規則第4条の規定に基づき、選定基準ごとに定める具体的な審査の項目（以下「審査項目」という。）は、Ⅲ(2)の必須項目審査及びⅢ(3)の加点項目審査に係る審査項目の2種類とする。

Ⅲ 審査及び選定の方法

(1) 申請資格等審査

表1に掲げる申請資格等審査項目に掲げる要件を満たしているかどうかについて審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、失格とする。

(2) 必須項目審査

申請の形式上の要件に適合していると判断した申請者を対象として、申請書類の内容が、選定基準の適合状況を審査するに必要かつ十分な記載があること及び選定基準に適合しているか否かについて、表2に示す必須項目ごとに審査し、一つでも満たしていない項目があるときは、選定対象外とする。

(3) 加点項目審査

ア 審査項目・得点化

申請書類に記載された内容について、表3に示す加点項目ごとに、イに示す評価方法により審査し、同表に示す配点に応じて得点化する。

なお、加点項目審査において審査する項目及び配点については、道が本事業に対して申請者の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものである。

イ 評価方法

可能な限り客観的に評価するため、各評価事項について、別記「北海道立アイヌ総合センター加点審査項目に係る評価の視点」に基づき審査し、表4（評価方法）に示す方法により得点を付与するものとする。

なお、得点化の際に生じた端数については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位までを有効数値とする。

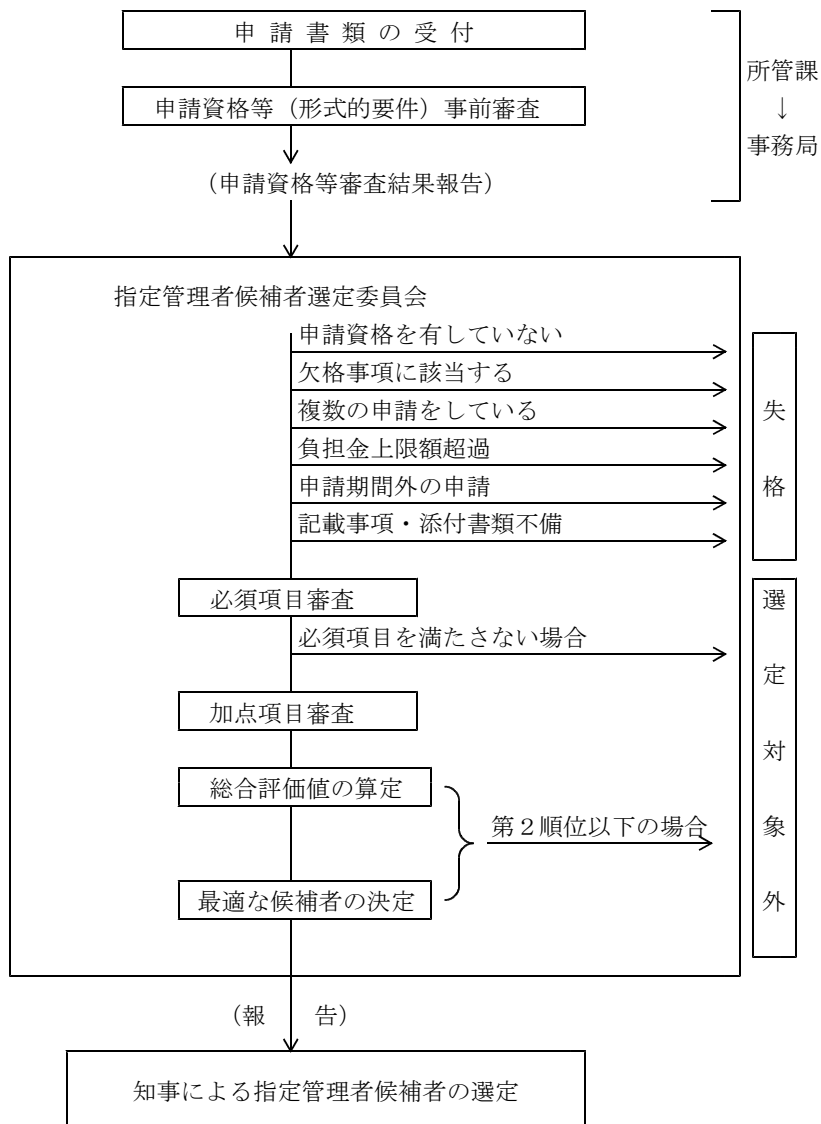
(4) 最適な候補者の選定

選定委員会において、加点項目審査の結果に基づく順位付けを行った上で、選定委員会運営要領第5条に定める方法により、最適な候補者を決定し、知事に報告する。

知事は、選定委員会の報告を踏まえて最適な候補者を選定する。

<参考>

指定管理者候補者決定までの事務の流れ



【表 1】申請資格等（形式的要件）審査に係る審査項目

申請資格等（形式的要件）審査項目				
① 申請資格を有していること ② 欠格事項に該当しないこと ③ 複数の申請をしていないこと ④ 収支計画書に記載された負担金の総額が、公募要項に記載した上限額以下であること ⑤ 申請書類が申請期間内に所定の提出先に提出されていること ⑥ 申請書類の記載事項に不備がないこと ※注 1				
申 請 資 格			単 体	コンソーシアム (構成員)
説 明				
ア	団体であること。	法人であるかどうかは問わない。	○	○
	北海道内に事業所又は事務所を有すること。	本店や主たる営業所に限定しない。	○	○ ※注 2
イ	道立施設の管理を目的として、道から基本財産又は資本金等に出資又は出捐を受けていないこと。		○	○
ウ	(施設毎に定める申請資格)			
欠 格 事 項			単 体	コンソーシアム (構成員)
ア	団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体		○	○
イ	団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体 ① 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する能力を有しない者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 道における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者		○	○
ウ	破産宣告を受けた法人又は精算法人		○	○
エ	次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人 a) 道の知事 b) 道議会の議員		○	○

※注 1 申請書類の補正等を求める場合は、申請期間内に、期間を定めて行います。

注 2 コンソーシアムの場合については、コンソーシアムのすべての構成団体が申請資格を有し、欠格事項に該当しないこととします。

【表2】 必須項目審査に係る審査項目

選 定 基 準	必 須 審 査 項 目	適 合 状 況 ※ (主 な 審 査 資 料)
① 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。	【平等利用の確保】 a) 利用の承認及び利用料金の額その他の利用条件が、住民の利用を不当に拒否し、又は制限するものでないこと	(業務計画書)
② 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発させるものであること。	【法令等の遵守】 a) 関係法令及び設置条例等の趣旨及び規定に違反していないこと	(業務計画書)
	【要求水準の充足】 b) 業務の細目毎に要求水準を満たしていることが確認できること c) 利用者数等の見込みが、管理の目標に定める水準を満たしていること	(業務計画書)
	【安全確保等】 d) 駐車場を含む施設全体に関する事故防止策を定めていること e) 利用者の安全確保のための定期的な巡回指導及び点検等が行われること	(業務計画書)
	【道全体として取り組むべき課題への対応】 f) 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」の3～4に示されている温室効果ガスの排出抑制に向けた取組が確認できること g) ICT（情報通信技術）を活用した利用者の利便性向上のための取組が確認できること	(業務計画書)
③ 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	【維持管理業務実施体制の確立】 a) 責任と役割の分担、消防、警察、病院など関係機関との緊急時の連絡体制を整備していること	(業務計画書)
	b) 要求水準に定める管理に必要な人員数を満たしていること	(業務計画書)
	【資産及び財務の状況】 c) 過去1年間に著しい資産の減少又は収支の悪化が認められないこと	(財務関係資料)
	d) 道税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと	(納税証明書)
	【法令遵守能力等】 e) 団体の目的等が、公序良俗に反しないものであること	(定款・寄付行為、誓約書等)
	f) 役員等（法人でない団体にあつては、代表者）に禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終えていないものがいないこと	(誓約書等)
	g) 団体又は役員等が「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの、又は同法第2条第6号の暴力団員に該当しないこと	(役員名簿、誓約書等)
	h) 社会保険等の届出義務を履行していること	(社会保険等届出義務履行証明書等)
④ 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	【収支計画の妥当性】 a) 事業計画と収支計画が整合していること b) 各種発生費用が市場価格と極端に乖離していないこと c) 年度ごとの極端なキャッシュフロー変動や資金不足がないこと	(業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書) (業務計画書、収支計画書)

※ 申請書類で確認できない事項については、ヒアリング等を実施して確認します。

【表3】加点点目審査に係る審査項目及び配点表

	選定基準	加点点目	審査内容	配点	
条例 第四 条 関 係 (一 号 か ら 四 号)	1 正当な事由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取扱をしないものであること	① 施設の基本的な運営方針	施設の設置目的を理解し、その特色を生かし、特定の個人又は団体を不当に優遇し、又は排除することなく、平等で質の高いサービスの提供と安定した施設運営が図られるか。	5	15
		② サービスの向上	利用者からの要望や苦情等への対応など利用者のサービス向上のための措置が講じられているか。	10	
	2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	① 情報提供事業	適切な情報収集を行うとともに、施設、設備を活用して利用者に適切な情報提供が行われるか。	10	35
		② 学習事業	施設を活用したアイヌ文化の伝承及び保存の促進等が図られるか。	10	
		③ 普及啓発事業	アイヌ文化の伝承及び保存の促進等を図るための事業であるか。	5	
		④ 施設の利用促進	管理の目標を達成するため、効果的な措置等が具体的に提案されているか。	10	
	3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。	① 管理運営能力	施設の管理運営を行う上で、適切な運営体制となっているか。 管理運営業務に不可欠な専門的知識又は能力を有する人材を有することや安定した資金運営など、指定管理者として総合的に管理運営を行う能力を有しているか。	10	25
		② 個人情報保護・危機管理体制	利用者の個人情報の保護や緊急時の対策について適切な措置が講じられているか。	5	
		③ 他機関等との連携	他のアイヌ関連団体、研究機関等との連携を図った運営が行われる計画であるか。	5	
		④ 類似施設の管理運営実績	類似施設を良好に運営した実績があるか。	5	
4 収支計画書の内容が施設の管理経費の縮減が図られるものであること。	① 管理費総額	道が支払う管理費用の総額が安価であること。	20	25	
	② 効率的運営	コストの縮減に配慮した収支計画となっているか。	5		
	合	計		100点	

【表 4】 評価方法

	加点項目に係る提案内容評価の意味合い（判断基準）	評価レベル	得点化方法
定性的評価項目に対する五段階評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて非常に的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で非常に優れている。 	A	配点×1.00
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点で優れている。 	B	配点×0.75
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容が、当該評価項目についての十分な理解・認識に基づいていて、おおむね的確である。 ○ 提案内容が、有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性の点でおおむね水準を満たしている。 	C	配点×0.50
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 提案内容に当該評価項目についての理解・認識は認められる。 ○ 提案内容の有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性は、あまり認められない。 	D	配点×0.25
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 評価項目についての理解・認識がなく、提案内容が加点水準まで達していない。 ○ 提案内容に、加点水準までの有効性、合理性、具体性、斬新性、実現性が認められない。 	E	配点×0.00
	価格に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請者中、収支計画書の「道が支払う管理費用の総額（4か年の総額）」が予定価格の範囲内で最低額の者を1位とし、配点を満度に付与する。 他の申請者の得点は、以下の「最低入札価格除算方式」により算出する。 <p><算出例> （最低入札価格除算方式） 配点を20点とした場合</p> <p>申請者A：道が支払う管理費用総額 40,000千円（最低価格1番札） 得点→$20点 \times 1.00 = 20点$</p> <p>申請者B：道が支払う管理費用総額 44,300千円（2番札） 得点→$20点 \times 40,000千円 / 44,300千円$ =18.058点≒18.06点（小数点以下第3位四捨五入）</p>	

加点審査項目に係る評価の視点

- ※1 各審査項目毎の評価の主な視点は次のとおりです。
- ※2 この視点は、あくまでも評価に当たっての目安として示すものであり、これらの項目に限定されるものではありません。
- ※3 得点化に当たっては、各審査項目ごとに次に示す評価事項の視点から審査を行い、各評価事項の達成率（満足度）に応じて、別表により評価を行う。
ただし、4の①の「管理費総額」に関する評価事項については、表4「評価方法」中、「最低入札価格除算方式」による。

【評価事項の視点】

- 1 正当な理由がない限り住民が施設を利用することを拒まないものであること及び住民が施設を利用することについて不当な差別的取り扱いをしないものであること。
 - ① 施設の基本的な運営方針〔配点： 5点〕
施設の設置目的を理解し、その特色を生かし、特定の個人又は団体を不当に優遇し、又は排除することなく、平等で質の高いサービスの提供と安定した施設運営が図られるか。
《評価事項》
 - a 施設の設置目的を理解した運営方針であるか。
 - b 平等利用を確保するための具体的手法が盛り込まれているか。
 - c その他、施設運営に対する基本的な考え方が適切か。
 - ② サービスの向上〔配点：10点〕
利用者からの要望や苦情等への対応など利用者のサービス向上のための措置が講じられているか。
《評価事項》
 - a 苦情対応が適切に行われる方策が提示されているか。
 - b 利用者の要望や満足度を把握する方法が適切か。
 - c その他、利用者のサービス向上に向けた提案がなされているか。
- 2 業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
 - ① 情報提供事業〔配点：10点〕
適切な情報収集を行うとともに、施設、設備を活用して利用者に適切な情報提供が行われるか。
《評価事項》
 - a 情報収集及び保管方法が適切か。
 - b 入館者に対する案内や解説など情報提供の方法が適切か。
 - c 電話照会などに対する情報提供方法が適切か。
 - d 解説書の作成など、利用者の利便性が確保される方法が提案されているか。
 - ② 学習事業〔配点：10点〕
施設を活用したアイヌ文化の伝承及び保存の促進が図られる内容である。
《評価事項》
 - a 講習会等のテーマ、開催内容、開催回数が適切か。
 - b 受講者の決定方法は、不公平がない妥当な方法か。
 - c 講演会等への資料提供など、支援方法は適切か。
 - ③ 普及啓発事業〔配点： 5点〕
アイヌ文化の伝承及び保存の促進等を図るための事業であるか。
《評価事項》
 - a テーマの選定や事業内容が適切か。
 - b その他、アイヌ文化の伝承及び保存に配慮した内容になっているか。
 - ④ 施設の利用促進〔配点：10点〕
管理の目標を達成するため、効果的な措置等が具体的に提案されているか。
《評価事項》
 - a 広報媒体の選定やパンフレットの作成部数等、管理の目標が達成できるような提案がなされているか。
 - b 利用促進に向けて、関係団体等との連携が図られる内容となっているか。
 - c 施設の利用に当たっての規制は適切か。
 - d その他、施設の利用促進に向けた内容が提案されているか。

- e 道の事務・事業に関する実行計画に掲げる「目標達成に向けた具体的な取組」以外の温室効果ガスの排出抑制に向けた自主的な取組が提案されているか。
- f 利用者の利便性向上のため、施設利用に係る申請などの手続きについてオンライン化やキャッシュレス決済の導入などが予定（実施）されているか。

3 業務計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること。

① 管理運営能力〔配点：10点〕

施設の管理運営を行う上で、適切な運営体制となっているか。また、管理運営業務に不可欠な専門的知識又は能力を有する人材を有することや安定した資金運営など、指定管理者として総合的に管理運営を行う能力を有しているか。

《評価事項》

- a 人員の配置などは適切か。
- b 安定的な管理運営を行うための組織体制（命令系統、連絡体制）となっているか。
- c 入館者に対して、展示資料やアイヌ関連情報を説明できる人材が配置されているか。
- d 安定的な管理運営を行うための資産状況となっているか。
- e その他、管理運営を行うための具体的な提案がなされているか。

② 個人情報保護・危機管理体制〔配点：5点〕

利用者の個人情報の保護や緊急時の対策について適切な措置が講じられているか。

《評価事項》

- a 個人情報の適正な管理のための措置が講じられているか。
- b 事故等が発生した場合の適切な措置が講じられているか。

③ 他機関等との連携〔配点：5点〕

他のアイヌ関連団体、研究機関等との連携を図った運営が行われる計画であるか。

《評価事項》

- a 施設の効果的な運営を図るために、関係機関との連携に関する提案がなされているか。

④ 類似施設の管理運営実績〔配点：5点〕

類似施設を良好に運営した実績があるか。

《評価事項》

- a 類似施設の運営内容は適切か。

4 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること。

① 管理費総額〔配点：20点〕

道が支払う管理費用の総額が安価であるか。

《評価事項》

- a 収支計画が道負担金の範囲内であるか。
- b 道が支払う管理費用の総額が安価であるか。

② 効果的運営〔配点：5点〕

コストの縮減に配慮した収支計画となっているか。

《評価事項》

- a 光熱水費や事務費の節減など、経費の効率的な執行に関する提案がなされているか。
- b その他、効率的な運営に関する提案がなされているか。